

2025 年度

自己点検・評価報告書

基準項目	評価の視点		ページ
基準1. 使命・目的	1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映	①学内外への周知	2
		②中期的な計画への反映	3
		③三つのポリシーへの反映	4
		④教育研究組織の構成との整合性	5
		⑤変化への対応	6
基準2. 内部質保証	2-1. 内部質保証の組織体制	①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	7
		①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	8
		②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	9
	2-2. 内部質保証のための自己点検・評価	①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	10
		②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	11
		③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性	12
基準3. 学生	3-1. 学生の受入れ	①アドミッション・ポリシーの策定と周知	13
		②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	14
		③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	15
	3-2. 学修支援	①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備	16
		②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実	17
	3-3. キャリア支援	①教育課程におけるキャリア教育の実施	18
		②キャリア支援体制の整備	19
	3-4. 学生サービス	①学生生活の安定のための支援	20
	3-5. 学修環境の整備	①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営	21
		②図書館の有効活用	22
		③施設・設備の安全性・利便性	23
基準4. 教育課程	4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	①ディプロマ・ポリシーの策定と周知	24
		①ディプロマ・ポリシーの策定と周知	25
		①ディプロマ・ポリシーの策定と周知	26
		②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用	27
	4-2. 教育課程及び教授方法	①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	28
		①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	29
		①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	30
		②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	31
		②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	32
		②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	33
		③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	34
		④教養教育の実施	35
		⑤教授方法の工夫と効果的な実施	36
	4-3. 学修成果の把握・評価	①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用	37
		②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック	38
基準5. 教員・職員	5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性	①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	39
		②権限の適切な分散と責任の明確化	40
		③職員の配置と役割の明確化	41
	5-2. 教員の配置	①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置	42
	5-3. 教員・職員の研修・職能開発	①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施	43
		②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み	44
	5-4. 研究支援	①研究環境の整備と適切な管理運営	45
		②研究倫理の確立と厳正な運用	46
		③研究活動への資源の配分	47
基準6. 経営・管理と財務	6-1. 経営の規律と誠実性	①経営の規律と誠実性の維持	48
		②環境保全、人権、安全への配慮	49
	6-2. 理事会の機能	①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	50
		②使命・目的の達成への継続的努力	51
	6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	①法人の意思決定の円滑化	52
		②評議員会と監事のチェック機能	53
	6-4. 財務基盤と収支	①財務基盤の確立	54
		②収支バランスの確保	55
		③中期的な計画に基づく適切な財務運営	56
	6-5. 会計	①会計処理の適正な実施	57
		②会計監査の体制整備と厳正な実施	58

基準Ⅰ. 使命・目的

Ⅰ-Ⅰ. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

評価の視点	①学内外への周知
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学の使命・目的及び教育目的は、「愛知東邦大学学則」(以下、「学則」という。)第Ⅰ条に記載され、周知している。 本学の使命・目的は「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学園建学の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と深い専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、地域社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成すること」とされ、教育目標を定め、大学公式Webに掲載している。また、本学の使命・目的をもとに「オンリーワンを、一人に、ひとつ」というブランドコンセプトを制定し広く周知している。
指定するエビデンス資料	【Ⅰ-Ⅰ-①-ア】大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分のURL
	【Ⅰ-Ⅰ-①-ア】 https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/philosophy
その他のエビデンス資料	【Ⅰ-Ⅰ-①-その他】学則
成果が出ている取組み、特色ある取組み	ブランドコンセプトを生かして、教職員は学生と真摯に向き合い信頼関係を醸成し、個々に眠っている才能や能力を引き出し、豊かな感受性を育む教育(テラーメイド型教育)に取り組むことを進めてきた。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	使命・目的及び教育研究上の目的を本学学生が実際どれくらい認知しているのか測定はできていない。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	本学の使命・目的及び教育目的の意味・内容の具体性と明確性については簡潔に文章化しており、周知もしている。しかしながら本学学生が実際どれくらい認知しているかの測定はできていないため、測定方法について検討が必要である。
自己点検・評価委員会の評価	基準Ⅰ-Ⅰ①を満たしていると判断する。

基準Ⅰ. 使命・目的

Ⅰ-Ⅰ. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

評価の視点	②中長期的な計画への反映
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 使命・目的及び教育研究上の目的を中長期的な計画に反映しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	使命・目的及び教育研究上の目的をもとに策定したブランドコンセプトをもとに、第4期中期計画の策定した。
指定するエビデンス資料	-
	-
その他のエビデンス資料	【Ⅰ-Ⅰ-②-その他】第4期中期計画
成果が出ている取組み、特色ある取組み	中期計画策定WGを立ち上げ、検討案を作成した。その後、教学マネジメント本部会議において各学部から出された意見を反映し作成している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	令和8(2026)年度からは第4期中期計画のもと事業を推進していく。
自己点検・評価委員会の評価	基準Ⅰ-Ⅰ②を満たしていると判断する。

基準Ⅰ. 使命・目的

Ⅰ-Ⅰ. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

評価の視点	③三つのポリシーへの反映
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	建学の精神「真に信頼して事を任せうる人格の育成」と校訓「真面目」に基づく人間教育を行い、広い教養と深い専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、地域社会の発展に貢献し、信頼し得る有為な人材を育成することを使命・目的とし、卒業時に身につけるべき能力をディプロマ・ポリシー、教育課程の目的をカリキュラム・ポリシー、そして、それらに適合した意欲ある学生を求めるためのアドミッション・ポリシーとしてそれぞれを定め、公表している。
指定するエビデンス資料	-
	-
その他のエビデンス資料	【Ⅰ-Ⅰ-③-その他】 https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/policy
成果が出ている取組み、特色ある取組み	令和7(2025)年度経営学部学科再編にともない、ポリシーの見直しを行った。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	教育改善サイクルの制定が必要である。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	教育改善サイクルについての検討を進める。
自己点検・評価委員会の評価	基準Ⅰ-Ⅰ③を満たしていると判断する。

基準Ⅰ. 使命・目的

Ⅰ-Ⅰ. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

評価の視点	④教育研究組織の構成との整合性
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学の使命・目的及び教育目的に基づき、「学則」において学部学科ごとに教育目的を定め、達成に必要な教育研究組織を整備している。
指定するエビデンス資料	-
	-
その他のエビデンス資料	【Ⅰ-Ⅰ-④-その他】学則
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	建学の精神、基本的な大学の使命・目的に基づきながらも、学部学科構成やそれぞれの教育目標・方法については、社会的ニーズや入学生の資質・能力及び志向に応じて、不断に改善・向上を図る。
自己点検・評価委員会の評価	基準Ⅰ-Ⅰ④を満たしていると判断する。

基準Ⅰ. 使命・目的

Ⅰ-Ⅰ. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

評価の視点	⑤変化への対応
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	令和7(2025)年度経営学部学科改変にあたっては、使命・目的をはじめとしポリシーについても見直しを行った。令和8(2026)年度からは人間健康学部のコース変更を予定しているが、同様に見直しを実施している。
指定するエビデンス資料	【Ⅰ-Ⅰ-⑤-ア】使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則
	【Ⅰ-Ⅰ-⑤-ア_1】自己点検・評価委員会規程 【Ⅰ-Ⅰ-⑤-ア_2】外部評価のための委員会設置規程
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を継続していく。
自己点検・評価委員会の評価	基準Ⅰ-Ⅰ⑤を満たしていると判断する。

基準2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

評価の視点	①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 ▶ 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 ▶ 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	内部質保証を自主的・自律的に実効あるものとする体制を整備する目的で、「自己点検・評価に関する規程」を制定している。また、内部質保証に関する全学的な方針を定めている。
指定するエビデンス資料	【2-1-①-ア】内部質保証に関する全学的な方針 【2-1-①-イ】内部質保証のための組織図 【2-1-①-ウ】内部質保証に責任を持つ会議体の規則
	【2-1-①-ア】内部質保証に関する全学的な方針・組織図 【2-1-①-イ】内部質保証に関する全学的な方針・組織図 【2-1-①-ウ】自己点検・評価委員会規程
その他のエビデンス資料	【2-1-①-その他】自己点検・評価に関する規程
成果が出ている取組み、特色ある取組み	内部質保証のために、毎年度自己点検・報告書の作成を行っている。今年度からは自己点検・報告シートに様式を変更し、作成時の負担軽減を図った。また、内部質保証に関する全学的な方針についても、体制変更に伴い内容を見直した。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	現在取り組み始めている教育改善サイクルの制定とともに、内部質保証のための組織体制の見直しも実施していく予定である。
自己点検・評価委員会の評価	基準2-1①を満たしていると判断する。

基準2. 内部質保証

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点	①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 ▶ エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。 ▶ 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	自己点検・評価委員会を組織し、自己点検・評価書を作成している。今年度からは、業務軽減の観点から自己点検・評価シート形式とし、第四サイクルの評価基準に対応したものを作成した。各担当組織が作成した自己点検・評価シートは自己点検・評価委員会が評価し、教学マネジメント本部会議へ報告する予定である。
指定するエビデンス資料	【2-2-①-ア】自己点検・評価に関する規則 【2-2-①-イ】直近の自己点検・評価報告書 【2-2-①-ウ】自己点検・評価を担当する会議体の議事録 【2-2-①-エ】自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書
	【2-2-①-ア】自己点検・評価に関する規程 【2-2-①-イ】2024年度自己点検・評価報告書 【2-2-①-ウ】自己点検・評価委員会議事録 【2-2-①-エ】大学協議会議事録
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	自己点検・評価シートの作成
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	新たな認証評価制度についての検討が進められているため、情報収集に努めていきたい。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	認証評価に耐えうる自己点検・評価を毎年実施することを検討していく。
自己点検・評価委員会の評価	基準2-2①を満たしていると判断する。

基準2. 内部質保証

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点	②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	大学運営及び教育の内部質保証のために必要とする十分なデータを調査・収集し、それを総合的に分析・評価することを通して、大学運営等の改善に役立てる機能を強化することを目的として、IR推進委員会を組織している。また、事務局組織として総務課にIR推進室を設置している。
指定するエビデンス資料	【2-2-②-ア】IRなどを検討する会議体の規則
	【2-2-②-ア】IR推進委員会規程
その他のエビデンス資料	【2-2-②-その他_1】FactBook 【2-2-②-その他_2】学修行動と満足度に関する調査結果
成果が出ている取組み、特色ある取組み	本学と大学間連携、協定を結んでいる高崎商科大学及び高崎商科大学短期大学部、沖縄大学とて「4大学共催合同IR 研修会」を開き、IR 活動の推進などに関する情報交換を行ってきた。令和7(2025)年度は新たな試みとして「共同IR研修会」を対面で実施した。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	学内において各種調査が多数実施されていることから、回答率を上げられない原因にもなっていることがわかった。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	所管委員会や部署を超えた調査の整理、ポートフォリオの有効活用の検討を進める。
自己点検・評価委員会の評価	基準2-2②を満たしていると判断する。

基準2. 内部質保証
2-3. 内部質保証の機能性

評価の視点	①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。 ▶ 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	毎年9月に学修行動と満足度に関する調査を実施。令和7(2025)年度からは文部科学省の全国学生調査の内容を盛り込む形で、項目の見直しを行った。8割を超える学生から満足であるという回答を得ることができている。また、自由記述については、学修環境改善のヒントがあると考え、事務局各部署にフィードバックのうえ、学生への回答もとりまとめている。
指定するエビデンス資料	【2-3-①-ア】学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など 【2-3-②-イ】学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
	【2-3-①-ア】なし 【2-3-②-イ】IR推進委員会規程
その他のエビデンス資料	【2-3-①-その他】学修行動と満足度に関する調査結果
成果が出ている取組み、特色ある取組み	近年、S棟の改修や夏季バス運行など、調査の自由記述から拾い上げた取り組みに着手することができている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	学内において各種調査が多数実施されていることから、回答率を上げられない原因にもなっていることがわかった。 指定されたエビデンスである学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図を作成する必要がある。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	回答率増加のため所管委員会や部署を超えた調査の整理、実施方法の改善の検討を進める。
自己点検・評価委員会の評価	基準2-3①を満たしていると判断する。 なお、指定するエビデンス資料「学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図」について、整備をする必要があると判断する。

基準2. 内部質保証

2-3. 内部質保証の機能性

評価の視点	②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	外部評価委員会を設置し、本学の自己点検・評価および教育活動についての評価を受けている。
指定するエビデンス資料	【2-3-②-ア】学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など 【2-3-②-イ】学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
	【2-3-②-ア】内部質保証に関する全学的な方針・組織図 【2-3-②-イ_1】自己点検・評価委員会規程 【2-3-②-イ_2】外部評価のための委員会設置規程
その他のエビデンス資料	【2-3-②-その他】外部評価委員会議事録
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	現在の実施方法では、提供する情報量が多い一方で限られた時間しか確保できていない。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	外部評価委員会について実施内容や開催時期、開催回数について見直しを実施したい。
自己点検・評価委員会の評価	基準2-3②を満たしていると判断する。

基準2. 内部質保証

2-3. 内部質保証の機能性

評価の視点	③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。 ▶ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。 ▶ 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学では、令和元(2019)年度にアセスメント・ポリシーを策定した。それにより、3つのポリシーに基づいた学修成果の可視化のための検証を、機関レベル、教育課程レベル、科目レベル、学生個人レベルの4段階で行うことを定めた。また、自己点検・評価及び認証評価の結果については本学Webサイトに公表している。
指定するエビデンス資料	【2-3-③-ア】三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 【2-3-③-イ】自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 【2-3-③-ウ】自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など
	【2-3-③-ア】自己点検・評価委員会議事録 【2-3-③-イ】自己点検・評価委員会議事録 【2-3-③-ウ】大学協議会議事録
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	アセスメント・サイクルの一部で変更点などがあることが発見された。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	教育改善サイクルの検討とともにアセスメント・ポリシーの見直しも必要と考える。
自己点検・評価委員会の評価	基準2-3③を満たしていると判断する。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

評価の視点	①アドミッション・ポリシーの策定と周知
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学は、建学の精神や校訓、人材育成方針に共感し、学業や諸活動に意欲的に取り組む学生を求めている。建学の精神・教育目的に基づき策定し、詳細は大学公式サイトに掲載している。各学部・学科においても、それぞれの教育内容に応じた独自の「求める人物像」を定めている。
指定するエビデンス資料	【3-1-①-ア】アドミッション・ポリシーを示す部分のURL 【3-1-②-イ】アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則
	【3-1-①-ア】 https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/policy 【3-1-②-イ】入試委員会規程
その他のエビデンス資料	【3-1-①-その他】2025年度 学務分掌
成果が出ている取組み、特色ある取組み	アドミッション・ポリシーは、学生募集要項にも掲載し受験生やその保護者などに明確に提示している。また、オープンキャンパスにおける説明や本学独自の受験生向けプログラム（アドバンスプログラム）においても丁寧に説明し周知している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	より受験生にとって分かりやすく伝えられるよう、引き続き取り組んでいく。
自己点検・評価委員会の評価	基準3-1①を満たしていると判断する。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

評価の視点	②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。 ▶ 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学はアドミッション・ポリシーに基づき、学力の3要素を多面的に評価する入試を実施している。特に総合型選抜では、自らの学びを設計し発表する「自己プロデュース入試」や本学独自の受験生向けプログラム(アドバンスプログラム)を導入。入試実施においては、学長のもと、入試委員会を中心に運営を行っており、各学部の教授会にて合否の判定を行っている。入学選抜方法の妥当性の検証についてもIR推進委員会を中心に実施している。
指定するエビデンス資料	【3-1-②-ア】入試方法の検討と検証を行う会議体の規則
	【3-1-②-ア】入試委員会規程
その他のエビデンス資料	【3-1-②-その他_1】2026年度 学生募集要項 【3-1-②-その他_2】入学選抜方法の妥当性の検証 2021年度入学者を対象に 【3-1-②-その他_3】2025年度 学務分掌
成果が出ている取組み、特色ある取組み	主体的な進路選択を促す、本学独自の受験生向けプログラム(アドバンスプログラム)を出願要件とし、アドミッションポリシーの理解促進と入試と連動した取り組みを行っている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	入試の検証をもとに、引き続き入試方法の検討を行う。
自己点検・評価委員会の評価	基準3-1②を満たしていると判断する。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

評価の視点	③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。
自己判定	満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	令和7(2025)年度の入学者数は、経営学部205名(充足率1.20倍)、人間健康学部で149名(充足率1.18倍)、教育学部で44名(充足率0.88倍)、全学部398名(充足率1.15倍)となった。在籍者数は、経営学部691名(充足率1.05倍)、人間健康学部485名(充足率0.99倍)、教育学部167名(充足率0.65倍)、全学部1,343名(充足率0.96倍)となり、教育学部の定員充足には至っていない。
指定するエビデンス資料	-
	-
その他のエビデンス資料	【3-1-③-その他_1】2025年度 学生募集要項 【3-1-③-その他_2】2025年度 学生数(5月1日現在)
成果が出ている取組み、特色ある取組み	オープンキャンパスの学生スタッフの育成に注力し、高校生との接点を増やすことで、ロールモデルの提示を強化。さらに、進路支援冊子の配布や講座の開催を通じ、受験生が納得感を持って進路を選択できるよう配慮。教育的観点を取り入れたプログラム構成により、参加者の主体的な大学選びをサポートしている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	経営学部は充足率1.05倍、人間健康学部は99.7倍と募集の改善がみられている。一方で教育学部の募集が依然、低調に推移しており、学部の収容定員の0.65倍となっている。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	教育学部の募集強化に向け、副専攻を活かした新たな教育プログラムを導入。これにより、従来の幼児教育や初等教育に関心を持つ層だけでなく、より幅広い分野に興味を持つ高校生へもアプローチを広げ、多様な志願者の確保をめざす。
自己点検・評価委員会の評価	教育学部子ども発達学科の収容定員充足率が0.7倍未満のため、収容定員の充足が望まれる。

基準3. 学生
3-2. 学修支援

評価の視点	①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の設備
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学では、各種委員会の構成員に教職員を配置し、一部の委員会では職員を副委員長に充てるなど、教職協働による学修支援体制を整備している。学期初めの「履修ガイダンス」で用いる資料や「ガイダンス専用サイト」は、各学部学科の教務委員と教務課職員の協働により作成されている。また、ガイダンス運営は教務委員が中心となるが、個別の履修指導については、演習（ゼミナール）担当教員のほか教務課職員も担っている。各種実習（教育実習・保育実習・総合野外活動実習）においては、学部からの要請に基づき職員が授業支援を行い、教員と役割を分担しながら運営にあたっている。
指定するエビデンス資料	【3-2-①-ア】学修支援に関する方針・計画 【3-2-①-イ】学修支援に関する会議体の規則
	【3-2-①-ア】2025年度教務委員会事業計画 【3-2-①-イ】教務委員会規程
その他のエビデンス資料	【3-2-①-その他_1】ガイダンス・履修登録専用サイト 【3-2-①-その他_2】履修の手引き 【3-2-①-その他_3】学務分掌
成果が出ている取組み、特色ある取組み	学修に関する情報を掲載した「履修の手引き」は、教務委員会での審議を経て、学部でも内容を確認の上、作成している。加えて、毎年内容を精査・更新し、品質の向上に努めている。また、新入生に対しては、各学部において、オリエンテーションに加え、教職員との親睦を深めるための新入生歓迎会を企画しており、例年、大半の学生が参加している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	・個別最適化された支援 教員や事務職員がそれぞれ指導を行っているが、学生一人ひとりの相談履歴や修得単位の状況がリアルタイムで共有・可視化されているか。担当者が変わっても一貫した指導ができる体制か。 ・支援の「質」の標準化とFDの連動 教職員の熱意に依存している面はないか。教職協働による支援のノウハウを組織として蓄積するために、FDと連動する必要がある。 ・学生のフィードバックの反映 「履修の手引き」やガイダンスサイトは教職員側で更新しているが、実際にそれを利用した学生の満足度や分かりにくかった点がどの程度改善プロセスに組み込まれているか。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	・TOHO Compassの活用 ・FDでのワークショップ開催 ・アンケートの取得、上級生などによるレビュー制度。
自己点検・評価委員会の評価	基準3-2①を満たしていると判断する。

基準3. 学生
3-2. 学修支援

評価の視点	②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶学修支援のために、TAやSA(Student Assisant)などを適切に活用しているか。 ▶オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。 ▶障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。 ▶中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	SA制度については、令和3(2021)年度に「スチューデント・アシスタントに関する規程」を策定し、運用を開始した。採用教員からの「採用報告書」および学生からの「実施報告書」の提出を義務付け、制度運用の適切性について継続的な点検・評価を行っている。 オフィスアワーについては、学生と教員の直接的な対話を促進する貴重な機会と位置づけ、全学的に実施している。実施時間等の詳細は、学生用サイトを通じて公開し、周知を図っている。 障がい学生支援については、「障がいのある学生への支援に関する基本方針」に基づき、保健・学生相談センターを中心とした支援体制を構築している。「保健・学生相談センター規程」を整備するとともに、学生に対して支援内容の案内と積極的な利用を働きかけている。同センターでは、学習・生活上の支援に加え、合理的配慮に関する申請受理や相談対応など、多様なニーズに応じた支援を展開している。 中途退学者対策については、教職員の密接な連携のもと、組織的な対応に当たっている。早期対策として、欠席過多、修得単位不足、および低GPA(1.0未満)の学生を迅速に把握する体制を重視している。その一環として、保証人を対象とした「教育懇談会」を開催し、学修状況や学生生活に関する情報の共有を図るとともに、大学と保証人が協力して指導に当たる体制を目指している。特に、成績不振者の保証人に対しては、同懇談会への出席を強く促し、演習(ゼミナール)担当教員との面談を推奨している。 日常的なサポートとして、休学者や留年者に対しては、演習担当者が適宜面談を実施し、適切な助言を行っている。これらの働きかけに応じない学生や不登校傾向にある学生については、教務組織と職員のワーキンググループ(TSS:Toho Students Supporter制度)が連携し、支援を実施している。また、学部に設置された中途退学者防止ワーキンググループを通じて、教員間での情報共有と指導体制の強化を図っている。さらに、毎年10月には中途退学者等の分析を実施し、各学部での対策立案および大学協議会での審議を経て、全学的な改善サイクルを回している。
指定するエビデンス資料	【3-2-②-ア】TA,SAなどに関する規則 【3-2-②-イ】オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書 【3-2-②-ウ】障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況 【3-2-②-エ】退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善対策などを検討する会議体の規則 【3-2-②-ア_1】授業アシスタントに関する規程 【3-2-②-ア_2】スチューデント・アシスタントに関する規程 【3-2-②-イ_1】オフィスアワー 【3-2-②-イ_2】https://www.edu.aichi-toho.ac.jp/manabi/officehour2 【3-2-②-ウ】愛知東邦大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針 【3-2-②-エ】中退防止関連資料
その他のエビデンス資料	【3-2-②-その他_1】ガイダンス・履修登録専用サイト 【3-2-②-その他_2】SA実施報告
成果が出ている取組み、特色ある取組み	中途退学者の防止は、教職員が一体となり喫緊の課題として取り組んでいる。例年、教務委員会において学部・学年別の退学率を分析し、教授会や大学協議会で共有を図ってきた。今年度は、同委員会による分析結果に基づき、各学部教授会にて具体的な対策を検討した上で、大学協議会における全学的な協議へと繋げることができた。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	・SAの教育的役割の高度化とトレーニング 現状、採用・実施報告書の提出による事務的運用の適切性は確保されているが、SA自身の資質向上・教員との役割分担の最適化(単なる作業補助に留まらない学修支援)に向けた教育プログラムが未整備である。 ・オフィスアワー 対面以外にもオンライン併用など、時代に即した運用が求められる。 ・退学防止対策における予兆把握の自動化と共有化が行えていない。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	・SAの「教育支援能力」育成プログラムの導入 ・オフィスアワーのハイブリッド化 ・TOHO Compassを利用した退学防止対策
自己点検・評価委員会の評価	基準3-2②を満たしていると判断する。

基準3. 学生

3-3. キャリア支援

評価の視点	①教育課程におけるキャリア教育の実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	1年次より段階に応じたキャリア支援体制を取り入れ、学部と連携した実践的なキャリア科目を設置している。
指定するエビデンス資料	【3-3-①-ア】キャリア支援に関する方針・計画 【3-3-①-イ】キャリア支援に関する授業科目名一覧 【3-3-①-ウ】キャリア支援に関する会議体の規則
	【3-3-①-ア】2025年度キャリア支援センター運営委員会事業計画 【3-3-①-イ】「ライフデザイン」「キャリア基礎」「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ」「リーダーシップ入門」「アントレプレナーシップ入門」「キャリア体験」「キャリア体験実習A・B・C」 【3-3-①-ウ_1】キャリア支援センター規程 【3-3-①-ウ_2】キャリア支援センター運営委員会規程
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	3年生の前期科目「キャリアプランニングⅡ」では授業と就職活動が連動した内容となっており、履修生は夏期インターンシップや就職活動に繋げ、進路決定率に成果が出ている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	特になし。
自己点検・評価委員会の評価	基準3-3①を満たしていると判断する。

基準3. 学生

3-3. キャリア支援

評価の視点	②キャリア支援体制の整備
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	卒業後の進路支援を担うキャリア支援センターを設置し、相談・助言体制を整備している。教育課程内外のキャリア支援はキャリア支援センター運営委員会が策定し、事務局である学生・キャリア支援課が企画の運営を行っている。
指定するエビデンス資料	【3-3-②-ア】キャリア支援に関する方針・計画 【3-3-②-イ】キャリア支援に関する会議体の規則 【3-3-②-ウ】教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧
	【3-3-②-ア】2025年度 キャリア支援センター運営委員会事業計画 【3-3-②-イ_1】キャリア支援センター規程 【3-3-②-イ_2】キャリア支援センター運営委員会規程 【3-3-②-ウ】キャリア支援センター主催企画(2025年度版)
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	①じぶんを知り、じぶんを磨く「じぶんブランディング-キャリア-」 ②東邦STEP～採用試験突破をめざす”勉強の部活”～
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	・学部ディプロマ・ポリシーと関連性の高い特色となる企業・団体への就職支援 ・低学年キャリア支援の充実
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	・学部や学科と情報交換の機会を作りながら学生のニーズや状況を把握することに努め、状況に合わせた施策を立案していく。 ・低学年から自己肯定感を高め、自己PRに繋がる経験や成長のきっかけを創出する。
自己点検・評価委員会の評価	基準3-3②を満たしていると判断する。

基準3. 学生

3-4. 学生サービス

評価の視点	①学生生活の安定のための支援
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。 ▶ 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。 ▶ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学生・キャリア支援課において、日常的な学生サービスおよび厚生補導に関する業務を担っている。また、教職員で構成される学生委員会において、学生支援全般に関する基本方針、学生指導、課外活動支援、奨学金等について審議を行い、学生・キャリア支援課と連携しながら運営を行っている。保健・学生相談センターを設置し、多様化する学生の相談・支援ニーズに対応するため、学生のよりどころとなる支援体制を整えている。カウンセラーの常駐や医師との連携により、適切な支援が行えるようチーム支援体制を構築している。加えて、教職員で構成される保健・学生相談センター運営委員会においては、集団守秘義務のもと、合理的配慮を必要とする学生や大学生生活に馴染めない学生に対し、学部、保証人、演習担当教員等と連携しながら支援を行っている。 課外活動については、「課外活動ガイドライン」を作成し、本学における課外活動に対する基本的な姿勢および方針を明文化している。当該ガイドラインを基軸として、課外活動支援の充実を図っている。 経済的支援については、日本学生支援機構奨学金のほか、外国人留学生に対する授業料減免制度、資格取得に挑戦した学生への奨励金、クラブ活動に秀でている学生への特別奨学金など、多様な制度を設け、学生の状況に応じた支援を行っている。 (自己評価) 概ね適切に実施できている。一方で、制度が十分に整備されていない部分や、制度化が難しい支援も存在することから、今後も多様化する学生のニーズを踏まえつつ、継続的な改善と体制整備を進めていく必要がある。
指定するエビデンス資料	【3-4-①-ア】学生生活支援に関する方針・計画 【3-4-①-イ】学生生活支援に関する会議体の規則 【3-4-①-ウ】学生の課外活動の支援に関する規則 【3-4-①-エ】奨学金に関する規則
その他のエビデンス資料	【3-4-①-ア_1】2025年度学生委員会事業計画 【3-4-①-ア_2】2025年度保健・学生相談センター運営委員会事業計画 【3-4-①-イ_1】学生委員会規程 【3-4-①-イ_2】保健・学生相談センター運営委員会規程 【3-4-①-ウ】資格取得奨励金規程 【3-4-①-エ_1】スポーツ・音楽推薦特待生規程 【3-4-①-エ_2】私費外国人留学生授業料等減免規程
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	課外活動に関するガイドラインの制定とともに、これに従い諸規定・制度、運用の整理を行う。保健・学生相談センターを中心としたチーム支援の充実を図る。
自己点検・評価委員会の評価	基準3-4①を満たしていると判断する。

基準3. 学生

3-5. 学修環境の整備

評価の視点	①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。 ▶快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 ▶ICT環境を適切に整備しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学は、名古屋市内の都市型ワンキャンパスで利便性もよく、閑静な住宅街にある。校地面積も大学設置基準上必要な校地面積を十分に上回っている。運動場は、日進市に野球場・サッカー場(人工芝)を備えている。授業や課外活動で使用する場合は、学園バスでキャンパスから移動をしている。学生が多様な学びを展開できるラーニングコモンズとしてL棟を配置。S棟は、1階に飲食のできるラーニングスペースとして、アクティブ・ラーニング・ステーション(学生ラウンジ)を設置。また、地域・産学連携センター、保健・学生相談センター、国際交流センター、キャリア支援センターの各機能を集約し「StudentFirst」を学生サービスのコンセプトにしたスチューデントコモンズを令和4(2022)年10月に整備した。体育館の他にも、C棟には、トレーニングルームや学生厚生施設がある。教員研究室と講義室・演習室を中心とするA棟、講義室や実習室を配置したB棟、会議室、事務局を備えたH棟がある。キャンパス全域に高速Wi-Fi(無線LAN)環境を整備しBYODに対応したICT学修環境を構築している。さらに新キャンパス建設計画を進めており、充実した教育環境を加速させることができる。
指定するエビデンス資料	【3-5-①-ア】施設・設備の管理に関する規則 【3-5-①-イ】ICT環境について学生に周知したことを示す文書 【3-5-①-ア_1】施設使用に関する規程 【3-5-①-ア_2】施設の開放に関する規程 【3-5-①-ア_3】スポーツ施設・実習室・多目的室等に関する申し合わせ 【3-5-①-イ_1】https://www.edu.aichi-toho.ac.jp/lcc 【3-5-①-イ_2】PC必携制度のご案内
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	施設利用については、優先順位をつけて開放しているが、小規模大学ながら多くのクラブ・サークルで有効に活用できている。地域の活動や連携事業、各種学会などで利用されることも多い。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	学部、学年単位での講義、講演会場が乏しい。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	新キャンパス建設構想の実現を目指す。大講義室などを充実させることにより、さらなる学修支援を図ることができる。また既存施設の改修などにより、さらにゆとりのある教育環境を目指すことができる。
自己点検・評価委員会の評価	基準3-5①を満たしていると判断する。

基準3. 学生

3-5. 学修環境の整備

評価の視点	②図書館の有効活用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学生が多様な学びを展開できるラーニングコモンズとしてL棟(延べ床面積2,239.13㎡)を配置している。図書館、情報システム、学修支援の各機能を融合した学術情報センターとして利用している。令和7(2025)年4月1日現在の蔵書数は、図書106,856冊(和98,564冊、洋8,292冊)うち電子書籍が71点、雑誌1,161種(和1,104種類、洋57種類)となっている。電子ジャーナルは2種類(いずれも国外)、データベースは10種類(いずれも国内)となっている。
指定するエビデンス資料	【3-5-②-ア】図書館に関する規則 【3-5-②-イ】図書館利用案内
	【3-5-②-ア】学術情報センターに関する規程 【3-5-②-イ】学術情報センター利用案内
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	毎年秋の読書週間には様々なイベントを実施している。教育学部学生による絵本の読み聞かせコンクールは17回を数える恒例イベントとなり、紙芝居公演は多くの学生の目に触れるようSCで実施している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	利用者数、貸出冊数はここ数年ほぼ横ばいである。 L棟の利用活性化や目指すべきセンター像の明確化については継続の課題である。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	L棟の利用活性化や目指すべきセンター像の明確化については、単に図書館だけの問題ではなく、教育支援・学生生活・地域貢献・高校との複合的な視点からの中長期的な検討が必要であると認識している。今年度は、まず利用実態の把握と課題整理を行うにとどまった。
自己点検・評価委員会の評価	基準3-5②を満たしていると判断する。

基準3. 学生

3-5. 学修環境の整備

評価の視点	③施設・設備の安全性・利便性
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。 ▶施設・設備の安全性(耐震など)を計画に基づき適切に管理しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	施設管理のメンテナンスは、株式会社イープロ(学園の100%出資会社)と連携し、施設設備のメンテナンス計画を策定し、管理・運営を行っている。同社と月1回程度、定例会議を開催し、業務の進捗状況・現状把握、新たな取組みなどについて協議している。新耐震基準における全棟の耐震診断を行い、耐震補強が必要とされた校舎は大規模改修工事を実施。耐震診断の結果については、大学公式Webにおいても公開している。バリアフリーについては、本学正門から視覚障害者誘導用ブロックや、インターホンの点字案内を設置。またA棟、L棟にはエレベーターがあり、特にL棟のエレベーターを利用して、エレベーターのない他の棟やS棟体育館との間を連絡通路で繋げることで車いすのまま移動できる範囲を広げている。各棟には多目的トイレを設置し、車いす使用者が利用できるスペースと手すりなどを設けている。また、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備え、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障害者、子ども連れなどの多様な人が利用できるようになっている。また、自然エネルギーを利用する太陽光パネルの設置や地下水の活用、照明器具のLED(発光ダイオード)化等のECO(エコロジー)に取り組んでいる。その他空きスペースを活用し、気軽に休息できる場所を校舎内に設け、化粧室・トイレにはフィッシングボードや鞆置きを整えるなど心地よさを覚えられる施設としている。安全への配慮に関しては、施設設備の保全とともに学内警備を同一の業者に委託し、キャンパス内の保守や防備を行い、教育研究環境の快適性と安全性の確保に取り組んでいる。学内の6箇所に防犯カメラを設置して不審者等の侵入対策を講じている。AEDも構内3箇所及び学外施設2箇所に設置して万一の傷病に備えている。
指定するエビデンス資料	【3-5-③-ア】建物の耐震化率を示す文書
	【3-5-③-ア】大学校舎等耐震化率公開について
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	令和7(2025)年度には酷暑対策もあり、学生への安全配慮義務を果たすことも考慮し、体育館に空調設備を完備した。これにより、スポーツ実習授業なども滞りなく行われるようになった。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	全ての施設においてバリアフリーが完備されているとは言い難い。施設整備、改修の資金が乏しい。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	新キャンパス建設構想を実現させることで、施設の安全性・利便性はさらに高まるものと考えている。
自己点検・評価委員会の評価	基準3-5③を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	①ディプロマ・ポリシーの策定と周知【経営学部】
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	ディプロマ・ポリシーについて、入学時の新入生ガイダンス時に学生に伝達している。さらに、年度当初の各演習時間に、全学部生に周知することを徹底している。大学公式Webの公表の状況を伝達している。
指定するエビデンス資料	【BA4-I-①-A】ディプロマ・ポリシーを示す部分のURL 【BA4-I-①-I】ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 【BA4-I-①-U】学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など
	【BA4-I-①-A_1】 https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/policy 【BA4-I-①-A_2】学生用ページ: 学生用Web (ガイダンス専用サイト) 【BA4-I-①-I】学部教授会運営規程 【BA4-I-①-U_1】2025年度前期 履修の手引き (経営学部1年生) 【BA4-I-①-U_2】2025年度ガイダンス関連のご案内
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	授業の到達目標と評価基準(Course goals)の項目で授業内容と到達目標・評価基準を関連付けて、学生に意識づけるよう試みている。科目担当者の意識づけを継続して行いたい。引き続き教育の質保証の実質化において取り組む予定。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-I①を満たしていると判断する。 成果が出ている取組み、特色ある取組みが「特になし」となっているが、新入生ガイダンス時や各演習での周知については、成果が出ている取組み・特色ある取組みであると思われる。

基準4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	①ディプロマ・ポリシーの策定と周知【教育学部】
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	ディプロマ・ポリシーについては、各学期初めのガイダンス時に加え、各演習時間や実習指導の際に、全学部生に周知している。また、大学公式Webにおいても公表している。
指定するエビデンス資料	【EC4-1-①_1】ディプロマ・ポリシーを示す部分のURL 【EC4-1-①_2】ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 【EC4-1-①_3】学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など
	【EC4-1-①-ア_1】 https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/policy 【EC4-1-①-ア_2】学生用ページ: 学生用Web (ガイダンス専用サイト) 【EC4-1-①-イ】学部教授会運営規程 【EC4-1-①-ウ_1】2025年度前期 履修の手引き (教育学部1年生) 【EC4-1-①-ウ_2】2025年度ガイダンス関連のご案内
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	ディプロマ・ポリシーに基づき、4年間の学習の成果として、子どもの成長・発達を中軸にした保育と教育に関する知識や技能、実践力などの諸能力がいかに獲得できたかについて、卒業研究としてまとめ、発表している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	学部カリキュラム変更の際にはポリシーの改訂も実施している。引き続き教育の質保証の実質化にむけて取り組む。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-1①を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	①ディプロマ・ポリシーの策定と周知【人間健康学部】
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	大学共通の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に加え、人間健康学部の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、大学ホームページにおいて周知を行い、あわせて学生向け「履修のてびき」により、ガイダンスにおいて説明を行っている。
指定するエビデンス資料	【HH4-1-①-ア】ディプロマ・ポリシーを示す部分のURL 【HH4-1-①-イ】ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 【HH4-1-①-ウ】学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など 【HH4-1-①-ア_1】https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/policy 【HH4-1-①-ア_2】学生用ページ:学生用Web(ガイダンス専用サイト) 【HH4-1-①-イ】学部教授会運営規程 【HH4-1-①-ウ_1】2025年度前期 履修の手引き(人間健康学部1年生) 【HH4-1-①-ウ_2】2025年度ガイダンス関連のご案内
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	学生募集要項にも掲載し受験生やその保護者などに明確に提示している。また、オープンキャンパスにおける説明や本学独自の受験生向けプログラム(アドバンスプログラム)においても丁寧に説明し周知している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	学部カリキュラム変更の際にはポリシーの改訂も実施している。引き続き教育の質保証の実質化にむけて取り組む。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-1①を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。 ▶ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学の教育目的は、「地域社会の発展に貢献し得る有為な人材の育成」である。この目的に基づき、全学のディプロマ・ポリシー（DP）を以下の三点に集約し、公式ウェブサイトにて公表している。 （１）幅広い教養と専門知識を習得し、それらを活用する能力、（２）専門知識と経験を基盤とした創造的思考、課題に対する的確な判断、および発信・表現能力、（３）自己理解に基づき、多様な他者と協働して問題を解決する主体的な能力である。また、各学部・学科においても、それぞれの教育目的に即したDPを策定し、周知を図っている。 単位認定および成績評価については、DPとの整合性を重視した基準を設けている。具体的には、シラバスにおいて各授業の到達目標がどのDP項目に対応するかを明示し、カリキュラム・チェックリストとしての機能を強化している。「全学履修規程」では、受験資格、単位修得、成績評価、および進級要件を規定しており、これらは学生用サイトやガイダンス、シラバスを通じて学生に徹底している。 学修管理面では、授業の出席回数が試験受験資格に直結するため、教員がTOPOSに出欠データを入力することで、厳格な管理と学生へのリアルタイムな通知を両立させている。成績評価基準および方法はシラバスに詳細に記載し、①筆記試験、②レポート、③授業への参加貢献度、④実技試験、⑤その他、の5項目について、それぞれの評価比率を明示することで透明性を確保している。あわせて、GPA制度を導入し、客観的かつ厳格な成績評価を運用している。
指定するエビデンス資料	【4-1-②-ア】学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など 【4-1-②-イ】学位規則、学位審査基準 【4-1-②-ウ】進級・卒業・単位認定に関する規則 【4-1-②-エ】単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則 【4-1-②-ア_1】2025年度前期 履修の手引き 【4-1-②-ア_2】2025年度ガイダンス関連のご案内 【4-1-②-イ】学則 【4-1-②-ウ】全学履修規程 【4-1-②-エ_1】学部教授会運営規程 【4-1-②-エ_2】大学協議会規程
その他のエビデンス資料	【4-1-②-その他_1】ガイダンス・履修登録専用サイト 【4-1-②-その他_2】学生用ページ 【4-1-②-その他_3】履修の手引き 【4-1-②-その他_4】シラバス 【4-1-②-その他_5】成績評価ガイドライン
成果が出ている取組み、特色ある取組み	・DP・シラバス・評価基準の連動 各授業科目の到達目標とDPの構成要素との対応関係をシラバス上に明示し、カリキュラム・チェックリストとしての機能を強化している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	・「単位修得」と「能力習得」の乖離の可視化 ・成績評価の妥当性と教員間の標準化
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	・TOHO Compassの活用と、ディプロマサブリメントの導入の検討 ・評価基準、採点ルーブリックの統一性の検討
自己点検・評価委員会の評価	基準4-1②を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	①カリキュラム・ポリシーの策定と周知【経営学部】
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	カリキュラム・ポリシーについては、新入生ガイダンス時にその概略を伝達している。また、新入生については基礎演習を通じて、学科選択の意味を伝達し、学生が目的意識を獲得できるように指導している。各学年のガイダンス時には、カリキュラムポリシーの意味を踏まえて、卒業要件並びに各科目群での必修科目、選択選択科目、選択科目、メディア科目などの区別を示し、目的意識を持った科目選択ができるよう指導している。
指定するエビデンス資料	【BA4-2-①-ア】カリキュラム・ポリシーを示す部分のURL 【BA4-2-①-イ】カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 【BA4-2-①-ウ】学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など 【BA4-2-①-ア_1】https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/policy 【BA4-2-①-ア_2】学生用ページ: 学生用Web (ガイダンス専用サイト) 【BA4-2-①-イ】教務委員会規程 【BA4-2-①-ウ_1】2025年度前期 履修の手引き (経営学部1年生) 【BA4-1-①-ウ_2】2025年度ガイダンス関連のご案内
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	カリキュラムの全体像を概観することを目的する「カリキュラム・マップ」と学修の体系性・系統性の可視化を目的とする「カリキュラム・ツリー」を活用することで、カリキュラムポリシーに基づく科目選択を実現する取組みを進める。引き続き教育の質保証の実質化において取り組む。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-2①を満たしていると判断する。 成果が出ている取組み、特色ある取組みが「特になし」となっているが、新入生ガイダンス時や各演習での指導については、成果が出ている取組み・特色ある取組みであると思われる。

基準4. 教育課程

4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	①カリキュラム・ポリシーの策定と周知【教育学部】
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	カリキュラム・ポリシーについては、学生に各学期初めのガイダンス時に加え、各演習時間や実習指導の際に、各科目群での必修科目、履修推奨科目、履修可能科目の区別をカリキュラム表に記号で示し周知している。
指定するエビデンス資料	【EC4-2-①_ア】カリキュラム・ポリシーを示す部分のURL 【EC4-2-①_イ】カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 【EC4-2-①_ウ】学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など
	【EC4-2-①-ア_1】 https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/policy 【EC4-2-①-ア_2】学生用ページ:学生用Web(ガイダンス専用サイト) 【EC4-2-①-イ】教務委員会規程 【EC4-2-①-ウ_1】2025年度前期 履修の手引き(教育学部1年生) 【EC4-1-①-ウ_2】2025年度ガイダンス関連のご案内
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	カリキュラムの整合性を可視化するツールとして「カリキュラム・マップ」、体系的・系統的な可視化するツールとして「カリキュラム・ツリー」が提示されている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	学部カリキュラム変更の際にはポリシーの改訂も実施している。引き続き教育の質保証の実質化にむけて取り組む。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-2①を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	①カリキュラム・ポリシーの策定と周知【人間健康学部】
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	大学共通の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に加え、人間健康学部の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、大学ホームページにおいて周知を行い、あわせて学生向け「履修のてびき」により、ガイダンスにおいて説明を行っている。
指定するエビデンス資料	【HH4-2-①-ア】カリキュラム・ポリシーを示す部分のURL 【HH4-2-①-イ】カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 【HH4-2-①-ウ】学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など 【HH4-2-①-ア_1】https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/policy 【HH4-2-①-ア_2】学生用ページ:学生用Web(ガイダンス専用サイト) 【HH4-2-①-イ】教務委員会規程 【HH4-2-①-ウ_1】2025年度前期 履修の手引き(人間健康学部1年生) 【HH4-1-①-ウ_2】2025年度ガイダンス関連のご案内
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	学生募集要項にも掲載し受験生やその保護者などに明確に提示している。また、オープンキャンパスにおける説明や本学独自の受験生向けプログラム(アドバンスプログラム)においても丁寧に説明し周知している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	学部カリキュラム変更の際にはポリシーの改訂も実施している。引き続き教育の質保証の実質化にむけて取り組む。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-2①を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性【経営学部】
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は、学部学科の科目レベルで保たれている。 学部学科の各科目のシラバスにおいて獲得すべき能力が示されている。
指定するエビデンス資料	-
	-
その他のエビデンス資料	【BA4-2-②-その他_1】2025年度前期 履修の手引き(経営学部 1年生) 【BA4-2-②-その他_2】2025年度 シラバス 【BA4-2-②-その他_3】2025年度 ガイダンス関連のご案内
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	ディプロマ・ポリシーに基づき、4年間の学修の成果として、知識・技能・論理的思考力・判断力・主体性・協働して学ぶ態度・社会性・共創性・コミュニケーションの諸能力を総合する学修として、4年次の卒論の作成と発表を義務づけている。引き続き教育の質保証の実質化にむけて取り組む。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-2②を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 【教育学部】
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は、科目レベル、学部学科レベルの2段階で保たれている。各科目のシラバスにおいて獲得すべき能力が示されている。
指定するエビデンス資料	-
	-
その他のエビデンス資料	【EC4-2-②-その他_1】2025年度前期 履修の手引き(教育学部 1年生) 【EC4-2-②-その他_2】2025年度 シラバス 【EC4-2-②-その他_3】2025年度 ガイダンス関連のご案内
成果が出ている取組み、特色ある取組み	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を担保するシラバスについて、各科目のシラバスにおいて獲得すべき能力が示されている。またシラバスに関して、専任・非常勤教員が作成したものを学部長と事務局レベルの2段階でチェックがなされている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	学部カリキュラム変更の際にはポリシーの改訂も実施している。引き続き教育の質保証の実質化にむけて取り組む。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-2②を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 【人間健康学部】
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	人間健康学部の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の一貫性を確保するために、カリキュラムツリーを作成し、学生向け「履修の手引き」により、ガイダンスにおいて説明を行っている。
指定するエビデンス資料	-
	-
その他のエビデンス資料	【HH4-2-②-その他_1】2025年度前期 履修の手引き(人間健康学部 1年生) 【HH4-2-②-その他_2】2025年度 シラバス 【HH4-2-②-その他_3】2025年度 ガイダンス関連のご案内
成果が出ている取組み、特色ある取組み	学生募集要項にも掲載し受験生やその保護者などに明確に提示している。また、オープンキャンパスにおける説明や本学独自の受験生向けプログラム(アドバンスプログラム)においても丁寧に説明し周知している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	学部カリキュラム変更の際にはポリシーの改訂も実施している。引き続き教育の質保証の実質化にむけて取り組む。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-2②を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 ▶シラバスを適切に整備しているか。 ▶履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫をおこなっているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学のカリキュラム・ポリシーは、大学全体のポリシーのもとに、各学部学科のレベルにおいても策定している。大学全体のカリキュラム・ポリシーは主に総合教養科目に適用し、各学部学科のカリキュラム・ポリシーは、学部専門科目に適用している。学部専門科目では、「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「関連科目」「ゼミナール」の5区分を設定し、必要に応じて学部ごとに実習科目等を適切に配置している。教育課程の編成にあたっては、各科目がディプロマ・ポリシー（DP）のどの項目に対応するかを精緻に確認し、DPの達成に向けた体系的性と整合性を確保している。 学修成果の可視化を図るため、シラバスには「授業の到達目標と評価基準」欄を設置している。各科目のDPに基づき、履修によって修得可能な知識・能力を具体的に明示するとともに、到達度を的確に測定できるよう、評価指標を行為動詞（Action Verb）を用いて記述し、学生の理解を促している。また、学修時間の確保に向け、「授業時間外学習（予習・復習）の内容」欄には、目安となる学習時間を含めた具体的な指示を記載している。 シラバスの質保証については、教務委員会が「シラバス作成の手引き」を整備し、成績評価の平準化を目的とした「成績評価ガイドライン」や各DPを周知している。作成後のシラバスは、学部執行部、教務委員、教養教育センター運営委員、および事務局が連携して点検を行い、必要に応じて担当教員へ加筆・修正を依頼する体制を構築している。 単位制度の実質化に関しては、全学年において半期の履修登録上限（キャップ制）を24単位と定めている（一部の集中講義等を除く）。ただし、学修意欲の高い学生への配慮として、前学期GPA3.0以上の成績優秀者については、上限を28単位まで緩和する措置を講じている。本措置による単位の過剰登録に伴う学力低下等の問題は確認されておらず、予習・復習を含めた適切な学修環境が担保されている。
指定するエビデンス資料	【4-2-③-ア】教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど 【4-2-③-イ】履修に関する規則 【4-2-③-ウ】教育課程を検討する会議体の規則 【4-2-③-エ】シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 【4-2-③-ア_1】カリキュラムマップ 【4-2-③-ア_2】https://www.edu.aichi-toho.ac.jp/manabi/rishutouroku/kisochishiki 【4-2-③-ア_3】2025年度前期 履修の手引き（1年生） 【4-2-③-イ】全学履修規程 【4-2-③-ウ】教務委員会規程 【4-2-③-エ】シラバス作成の手引き
その他のエビデンス資料	【4-2-③-その他】大学公式Webサイト（抜粋）
成果が出ている取組み、特色ある取組み	・全学履修規程及び成績評価ガイドラインの改正 今年度、本学の実態に即した運用を行うため、全学履修規程および成績評価ガイドラインの見直しを実施した。検討の結果、現状の教育環境を反映した内容へと改正するに至った。 ・改組やコース再編に伴った対応 規程を適切なものに改正するため、協議を行い、適切な改正を行った。また、カリキュラムマップの再構築も行った。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	・学外学修（予習・復習）の実効性担保とモニタリング
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	授業評価アンケートによる学外学修の時間数調査などを検討できる。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-2③を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	④教養教育の実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 教養教育を適切に実施しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学では、教養教育センターおよび同運営委員会を中心とした全学的な体制のもと、基本理念・教育内容・授業方法を体系的に整備し、教養教育を適切に実施している。 具体的には、「自己を知ること」を基本理念とし、「知の交流」「知の対話」「知の再生産」を柱に据えた総合教養教育を展開している。科目は5区分で構成し、一般教養、地域・社会課題、語学、数理・データサイエンス・AIリテラシーなど幅広い内容を配置している。また、数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)の実施、メディア授業を含む多様な授業形態の活用により、社会的要請や学生ニーズにも対応した教養教育を実施している。
指定するエビデンス資料	【4-2-④-ア】教養教育を検討する会議体の規則
	【4-2-④-ア】教養教育センター運営委員会規程
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	・数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル) 2025年度末に初となる修了者を輩出した。修了者には、認定証を発行した。 ・新入生ガイダンスでの教養教育の説明 カリキュラムの理念や構成、特色あるプロジェクト科目の紹介を行った。
自己点検・評価や外部による評価で 発見された課題など	・「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」(全員履修科目)の運営方法 ・総合教養科目の見直し
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	・「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」(全員履修科目)の運営方法 令和8(2026)年度以降、経営学部及び人間健康学部クラスは実施内容の統一やレベル別クラスの設定を行う。それらの取り組み結果を検証し、改善のための検討を今後行う。 ・総合教養科目の見直し 令和4(2022)年度から開始したカリキュラム運営について、今年度で完成年度を迎える。2025年度より一部カリキュラムのマイナーチェンジを行ったが、全面的な見直しを行う必要がある。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-2④を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	⑤教授方法の工夫と効果的な実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。 ▶ 授業を行う学生数(クラスサイズなど)は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	アクティブ・ラーニング等の教授方法に関しては、前年度の授業評価アンケートで高評価を得た教員や、授業実践表彰を受けた教員による事例紹介を軸とした全学FDを開催している。 また、適正なクラスサイズの維持については教務委員会と連携し、「科目の開講等に関する規程」に基づき、各科目の特性に応じた履修定員の上限設定を行っている。あわせて、これら定員の妥当性についても、状況に応じて随時見直しを講じている。 加えて、教育効果の観点については、SA制度を活用するなどし、工夫を行っている。
指定するエビデンス資料	-
	-
その他のエビデンス資料	【4-2-⑤-その他_1】第2回全学FD研修会資料 【4-2-⑤-その他_2】科目の開講等に関する規程
成果が出ている取組み、特色ある取組み	第2回全学FD研修会において、学生から高い評価を得た授業実践例が共有された。これを受け、各教員が自身の教授方法の改善や充実に役立てているものと考えられる。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	FD活動における教職員の意見を継続的に集約し、それを教育改善の客観的なエビデンス(根拠)として蓄積することが求められる。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	今後は全学FD研修会等においてアンケートを継続的に実施し、それらの分析結果を次年度以降の企画や制度改善に活用していく方針である。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-2⑤を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-3. 学修成果の把握・評価

評価の視点	①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。 ▶ 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	「アセスメント・ポリシー」を策定し、学修の成果を可視化させると同時に恒常的な教育改善を可能にすべく、三つのポリシーをもとにした学生の学修成果を測定・評価するための体制を整備している。毎年、学修行動と満足度に関する調査や卒業時アンケート、資格取得状況や就職状況のを把握し、多様な尺度に基づいた把握・評価をしている。
指定するエビデンス資料	【4-3-①-ア】大学が求める学修成果を示す文書など 【4-3-①-イ】大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など 【4-3-①-ウ】学修成果の把握・評価の方針 【4-3-①-エ】学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則 【4-3-①-オ】学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果
	【4-3-①-ア】アセスメントポリシー 【4-3-①-イ】2025年度前期 履修の手引き 【4-3-①-ウ】アセスメントポリシー 【4-3-①-エ_1】教務委員会規程 【4-3-①-エ_2】自己点検・評価委員会規程 【4-3-①-オ】学修行動と満足度に関する調査結果
その他のエビデンス資料	【4-3-①-その他】公式Webページ 情報公開
成果が出ている取組み、特色ある取組み	ポートフォリオTOHO Compassにおいて、GPAチャートを見ることができ、学修成果の可視化につながっている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	アセスメントポリシーに計画されながらも実施できていない施策があるため、早期の実施または見直しが必要である。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	令和元(2019)年度に制定されたアセスメントポリシーについての見直しを実施する予定である。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-3①を満たしていると判断する。

基準4. 教育課程

4-3. 学修成果の把握・評価

評価の視点	②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学生の修得単位の状況は、大学全体・学部学科別・学年別に集計したデータを速報的な分析を加えた資料として、各学期終了後の各学部教授会及び大学協議会で報告している。 GPAを含む学修状況については、学内ICTシステムにより随時確認できる体制を構築している。今年度後期より、ポートフォリオシステムであるTOHO Compassを導入している。 また、毎学期実施する授業評価アンケートの結果を、教員が個々の学習指導改善に反映させている。 その他、単位修得状況を可視化した資料「グリーンカード」を整備し、教育懇談会における保証人との面談時に活用することで、学業状況の円滑な共有を図っている。 さらに、全学FDを毎年開催し、各学部から選出された表彰教員による事例発表を行うなど、全学的な教育改善に向けた組織的な取り組みを推進している。
指定するエビデンス資料	【4-3-②-ア】学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録
	【4-3-②-ア_1】FD・SD委員会議事録 【4-3-②-ア_2】教授会議事録
その他のエビデンス資料	【4-3-②-その他_1】2025年度前期・後期末単位修得状況 【4-3-②-その他_2】2025年度授業評価アンケート結果 【4-3-②-その他_3】グリーンカード 【4-3-②-その他_4】第2回全学FD研修会案内
成果が出ている取組み、特色ある取組み	TOHO Compassでの学修成果の可視化
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	今年度より導入したTOHO Compassの学生・教職員の利用率向上と形骸化の防止
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	TOHO Compassにどういったデータを入れていき、学生・教職員が有効に利用できるかを検討する。加えて、学生の入力モチベーションの向上と維持を検討していく。
自己点検・評価委員会の評価	基準4-3②を満たしていると判断する。

基準5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

評価の視点	①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学長は、大学運営にあたる権限を有するとともにその責任を負っている。その職責を果たし、かつ業務執行を進める上で必要な企画及び学内の意見調整等を円滑に行うために、補佐体制として副学長及び学長補佐を配している。 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて学務をつかさどり、学長に事故があるとき、または欠けたときは学長の職務を代理することを、「大学組織運営規程」において規定している。現在は副学長を1名、特定事業の企画・政策立案及びそれに関わる業務を担う学長補佐を2名配置して学生募集担当、課外活動担当として割り当て、学長の補佐機能を果たしている。 学長のリーダーシップの下、大学としての確かな意思決定と教学マネジメントを行うために、大学協議会を設置して学長が議長となり、「学則」で規定する大学運営に関する重要事項を審議している。大学協議会は毎月1回開催しており、「大学組織運営規程」及び「大学協議会規程」に基づき運営している。 さらに、毎月2回を定例開催として、本学の運営に関して必要な企画・立案、諸課題の解決方策等について検討することや上記大学協議会の議題整理を行うために、学長、副学長、大学事務長、大学事務次長で構成する教学マネジメント本部を設置している。教学マネジメント本部会議では、議題に応じて関係教職員を招集し、諸課題への迅速な対応とタイムリーな情報共有を旨とするため、臨時で開催することも少なくない。 その他、学長の意思決定に際し、学生のニーズを把握するために様々なアンケートを実施しているが、それとは別に年に1回学長と学生のミーティングを開催して学生の意見を直接聴く機会を設け、学長が教学マネジメントを行う上で適切なリーダーシップを発揮できるよう整備している。
指定するエビデンス資料	【5-1-①-ア】大学の意思決定に関する組織図 【5-1-①-イ】大学の意思決定に関する会議体の規則
	【5-1-①-ア】法人・大学運営組織図 【5-1-①-イ_1】大学組織運営規程 【5-1-①-イ_2】大学協議会規程
その他のエビデンス資料	【5-1-①-その他_1】学則 【5-1-①-その他_1】学生参加FD・SD議事録
成果が出ている取組み、特色ある取組み	・大学協議会は、月1回の定例開催としているが、教学マネジメント本部会議は柔軟に会議設定していることから、令和7(2025)年度は、合計30回を超える開催となった。こうした柔軟さは、大学の諸課題を迅速に検討しているといえる。 ・令和7(2025)年度より、大学協議会での審議事項を精査し特に重要な課題のみを審議することとした。その結果、協議の時間を確保することができた。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	・教学マネジメント本部と学部執行部との意思疎通が十分でない場合があり、一部隔たりがある。 ・大学協議会での協議事項の時間を確保したものの、十分でない場合があり、引き続き協議に必要な時間を確保する必要がある。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	・教学マネジメント本部会議に学部長をはじめとした学部執行部との協議機会をどのように確保できるか検討する。 ・大学協議会での協議事項の時間を今以上に確保するため、会議の議事ならびに進行についてさらに精度を高める。
自己点検・評価委員会の評価	基準5-1①を満たしていると判断する。

基準5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

評価の視点	②権限の適切な分散と責任の明確化
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 ▶ 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	各学部では、「学則」に基づいて教授会を組織し、学部には所属する全専任教員が構成員となり、学部長が議長となって原則として毎月1回開催している。教授会は、学長が意思決定を行うにあたり意見を述べるものとし、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項については、「学則」でそれを規定している。教授会の運営は「学部教授会運営規程」に基づいて行っており、1学部2学科で構成される経営学部においては、各学科に学科長を置き、学科運営に必要な事項は学科会議を開催して協議している。なお、学生の懲戒については、学長は大学協議会の意見を聴いて懲戒することができることを「学則」で規定しており、手続き等は「学生の懲戒処分に関する規程」で定めている。 一方、全学的、かつ特に重点的に取り組むべき課題については、センターを設置することにより機能強化を図っている。具体的には、学術情報センター、地域・産学連携センター、教職支援センター、保健・学生相談センター、キャリア支援センター、国際交流センター、教養教育センターを置き、各センターにはセンター長を配置するとともにそれぞれにセンター運営委員会を設置している。 さらに、上記以外の全学的な教学課題・業務を取り扱う委員会を分野別に14配置し、かつ教職支援センター運営委員会の下には部会を置き、毎月1回または随時開催により必要事項を審議し、円滑な大学運営と大学改革の一翼を担っている。 令和7(2025)年度は、教学マネジメント本部会議より、各委員会に対して「最重要検討課題」として、年間を通して課題解決に向けた検討を要請した。その結果、検討を完了した委員会は10委員会、未完了又は未着手となった委員会は11委員会となった。未完了の委員会には、一部完了の他、令和8(2026)年度に継続して検討するとの回答もあり、それぞれの役割を理解し、学内の意思決定を組織的にを行っている。
指定するエビデンス資料	【5-1-②-ア】学長の職務権限に関する規則 【5-1-②-イ】教授会に関する規則 【5-1-②-ウ】教授会の開催日時・議題一覧 【5-1-②-エ】学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書
	【5-1-②-ア_1】大学組織運営規程 【5-1-②-ア_2】学則 【5-1-②-イ】学部教授会運営規程 【5-1-②-ウ】教授会の開催日時・議題一覧 【5-1-②-エ】学生の懲戒処分に関する規程
その他のエビデンス資料	【5-1-②-その他】2025年度委員会最重要検討課題の進捗状況
成果が出ている取組み、特色ある取組み	・「最重要検討課題」を設定し、各委員会が役割を理解したうえで、専門的な事項について、主体的に検討を行っている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	・第3期中期計画に基づく「最重要検討課題」の設定となっていない部分もあり、課題設定が一部曖昧となった。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	・第4期中期計画を令和8(2026)年度より施行する。中期計画→単年度計画→最重要検討課題のサイクルを確立し、運用する。
自己点検・評価委員会の評価	基準5-1②を満たしていると判断する。

基準5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

評価の視点	③職員の配置と役割の明確化
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。 ▶職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	大学の事務組織及び事務分掌は、「学園組織規程」に定めている。大学の事務は総務課、経理課、入試広報課、教務課、学生・キャリア支援課、地域・国際交流課、学術情報課、IR推進室、「新たな百年」事務局・広報室が担っている。全体統括者として大学事務長1名、大学事務長を補佐する大学事務次長2名を配置している。 大学協議会、教学マネジメント本部会議、各センターの運営委員会を含めた各種委員会は、全て教職協働により運営しており、各種委員会には所管部署の責任者(課長等)または関係職員が構成員として参画し、教学組織と事務組織の連携を図っている。 なお、職員の採用・昇任は、「就業規則」に基づいて行っている。
指定するエビデンス資料	【5-1-③-ア】事務局組織図 【5-1-③-イ】事務分掌に関する規則 【5-1-③-ウ】職員採用・昇任の方針・規則
	【5-1-③-ア_1】事務局組織図 【5-1-③-ア_2】2025年度学務分掌 【5-1-③-イ】学園組織規程 【5-1-③-ウ】就業規則
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	・事務職員が各種委員会の委員として参画しており、教育研究活動と管理運営の連携を行っている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	・教学マネジメント体制を遂行するために、職員の業務高度化・専門性が求められている。そのために特に教育IRの活用や、学園収支を支える財務人材など、より専門性の高い人材確保が求められる。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	・こうした高度人材の採用の他、内部育成のための研修を引き続き行う。
自己点検・評価委員会の評価	基準5-1③を満たしていると判断する。

基準5. 教員・職員

5-2. 教員の配置

評価の視点	①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。 ▶ 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	設置基準上必要な教員数56名(経営学部18名:地域ビジネス/ビジネス学科10名、国際ビジネス/コミュニケーション・デザイン学科8名、人間健康学部13名、教育学部8名、計39名、大学全体の収容定員に基づいて必要とされる教員数17名)以上を確保し、それぞれ半数以上が教授である(基幹教員総数58名)。 教員の採用・昇任については、毎年度教員人事の進め方についての方針を定め、かつ「教員資格審査規程」及び「教員資格審査運用規程」において規定し、それらに基づいて適切に運用している。
指定するエビデンス資料	【5-2-①-ア】教員の採用・昇任の方針・規則 【5-2-①-イ】教員人事に関する会議体の規則
	【5-2-①-ア_1】2025年度における教員人事の進め方についての方針 【5-2-①-ア_2】教員資格審査規程 【5-2-①-ア_3】教員資格審査運用規程 【5-2-①-イ】人事委員会規程
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	昇任審査の対象に研究業績だけでなく教育上の業績や管理運営業務歴(大学運営への貢献度)を含め、それらを総合的に審査して昇任の可否を判断できるよう「教員資格審査運用規程」を改正した。(2026年4月1日施行)
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	教員配置の最適化や多様な人材の雇用について検討する予定である。
自己点検・評価委員会の評価	基準5-2①を満たしていると判断する。

基準5. 教員・職員

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

評価の視点	①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	FDに関しては、FD・SD委員会が所管している。組織的に行っている主なFD活動としては、授業評価アンケートの実施・運営とその結果に基づく授業改善への働きかけ、外部セミナーへの教員派遣、全学FD研修会の実施である。 令和7(2025)年度の実績としては、9月に保健・学生相談センターの協力を得て「合理的配慮」をテーマとした第1回全学FD研修会を開催した。次いで1月には、授業実践の事例紹介に焦点を当てた第2回研修会を実施した。 また、学生参加型FDにおいては、LMS(Learning Management System)として活用しているMicrosoft Teamsに関する意見交換を行い、その内容を各教員へフィードバックしている。加えて、前後期の授業評価アンケートでは教員による改善コメントの記入を求めており、個々の授業改善に向けた実効性のある取り組みを推進している。
指定するエビデンス資料	【5-3-①-ア】FDの方針・計画 【5-3-①-イ】FDの実施報告書
	【5-3-①-ア】2025年度FD・SD実施計画 【5-3-①-イ_1】2025年度第1回全学FD研修会 【5-3-①-イ_2】2025年度第2回全学FD研修会 【5-3-①-イ_3】2025年度学生参加FD
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	・全学FD研修会において、近年の課題となっている「合理的配慮」を取り扱った。 ・学生参加型FDにおける学生の意見を第2回全学FD研修会において各教員にフィードバックした。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	教職員の成果実感向上に向けた取り組みについては、授業評価アンケートの結果のみならず、実施したFD研修会等を通じて教職員の意見を直接集約し、そのエビデンスを組織的に蓄積していくことが今後の課題である。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	今後は全学FD研修会等においてアンケートを継続的に実施し、教職員の成果実感向上に資するエビデンスを蓄積するとともに、それらの分析結果を次年度以降の企画や制度改善に活用していく方針である。
自己点検・評価委員会の評価	基準5-3①を満たしていると判断する。

基準5. 教員・職員

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

評価の視点	②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	大学運営に関わる職員の資質・能力向上に向け、日本能率協会（JMA）のプログラムを中心に、研修でのインプットと実践的アウトプットを職員全体の研修体系として位置づけた。また、OPC等の研修活動を通じて高校生の実情理解や対応力の向上を図り、組織的に運用している。以上の取組により、職員の実務能力と大学運営への理解を継続的に高めていると評価できる。
指定するエビデンス資料	【5-3-②-ア】SDの方針・計画 【5-3-②-イ】SDの実施報告書
	【5-3-②-ア】2025年度職員研修 【5-3-②-イ】JMA研修報告書
その他のエビデンス資料	【5-3-②-その他_1】2025年度JMA受講者 【5-3-②-その他_2】2025年度JMA研修 【5-3-②-その他_3】2025年度職員会議・研修日程
成果が出ている取組み、特色ある取組み	FD・SD委員会とも協力をした形で実施をした「発達障害等における学生配慮について」は日頃より対応している学生の状況を深く理解し、日常の業務対応にあたることができたことにより実践的な研修として位置づけられたと思われる。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	今年度より、Google formで寄せられた意見・感想等を発表者本人に開示する自己のフィードバックができるように工夫をした。その結果発表して終わりではなく、次なる課題発見にできるよう改善できた。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	今年度3年目となるため、研修内容に偏りや重複感を感じるものがあつた。次年度は一旦JMAを中止し私学経営研究会主催による研修に変更をすることで、研修の内容を見直すこととしている。
自己点検・評価委員会の評価	基準5-3②を満たしていると判断する。

基準5. 教員・職員

5-4. 研究支援

評価の視点	①研究環境の整備と適切な管理運営
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	過去に実施した研究環境の整備・充実のためのアンケート結果より課題を抽出し、改善に向けて継続的に取り組んでいる。
指定するエビデンス資料	【5-4-①-ア】研究環境に関する調査の結果 【5-4-①-イ】研究環境整備の方針・計画
	【5-4-①-ア】2024年度研究環境整備・充実アンケート回答集計結果 【5-4-①-イ】なし
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	-
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	内部監査にて研究支援体制整備の検討を求められている。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	内部監査における指摘事項のうち、緊急性の高い事項から順次改善を図る。また、新キャンパス整備の機会を活かし、研究環境の整備を進める。
自己点検・評価委員会の評価	基準5-4①を満たしていると判断する。 指定するエビデンス「研究環境整備の方針・計画」について、整備する必要があると判断する。

基準5. 教員・職員

5-4. 研究支援

評価の視点	②研究倫理の確立と厳正な運用
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	研究倫理については、「研究倫理委員会規程」、「研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」、「コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施に関する内規」、「研究者の行動規範」、「研究倫理指針」を整備している。原則月1回研究倫理委員会を開催し、研究倫理審査を厳正に行っている。昨今の研究費不正に関する報道を受け、令和3(2021)年度に「研究倫理委員会規程」「研究データの保存・開示等に関する規程」「研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」を改正するなど、本学でも研究に対する不正が行われないようにその都度規程の見直しを図っている。教員の研究活動に関して、学生が被験者となる場合は、研究者から立場を利用した不利益や利益相反がないように研究担当者または責任者から十分な説明を行い、同意を取るなどの配慮を行っている。
指定するエビデンス資料	【5-4-②-ア】研究倫理に関する規則 【5-4-②-イ】研究費の適正利用に関するマニュアル
	【5-4-②-ア】「研究倫理委員会規程」、「研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」、「コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施に関する内規」、「研究者の行動規範」、「研究倫理指針」 【5-4-②-イ】なし
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	「研究倫理審査Q&A」を作成し、申請の際に参考にしてもらっている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	内部監査における指摘事項のうち、緊急性の高い事項から順次改善を図る。
自己点検・評価委員会の評価	基準5-4②を満たしていると判断する。 指定するエビデンス「研究費の適正利用に関するマニュアル」について、整備をする必要があると判断する。

基準5. 教員・職員

5-4. 研究支援

評価の視点	③研究活動への資源の配分
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。 ▶ 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	外部資金導入のための努力は行われており、一定の成果につながっている。具体的には、研究費については「研究費規程」に則って、申請を受けてから研究費を交付している。個人研究費の上限は30万円とし、新任教員についてはさらに10万円を上乗せして申請できるようにしている。実際の研究費活用については、「研究費の使途に関する運用規程」や「個人研究助成費運用規程」に示がって配分している。 学内研究推進事業については、予算配分が高いものから順に、「学部融合的なプロジェクト研究」「萌芽的および挑戦的研究支援」「若手奨励研究」を設けている。 人的支援については、研究担当の職員を1名配置している。
指定するエビデンス資料	【5-4-③-ア】研究活動への資源配分に関する規則 【5-4-③-イ】研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則 【5-4-③-ウ】科研費などの申請のために必要な情報を周知したことを示す文書 【5-4-③-エ】外部資金応募・獲得の実績一覧
	【5-4-③-ア】「研究費規程」、「研究費の使途に関する運用規程」、「個人研究助成費運用規程」、「出版助成規程」（前回認証評価のエビデンス集に掲載済） 【5-4-③-イ】なし 【5-4-③-ウ】全専任教員向けメール文書 【5-4-③-エ】外部資金獲得実績一覧
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	件数は少ないながらも科研費をはじめとした外部資金獲得につながっている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	内部監査からの指示に沿い、制度・規程の整備を進める。
自己点検・評価委員会の評価	基準5-4③を満たしていると判断する。 指定するエビデンス「研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則」について、整備する必要があると判断する。

基準6. 経営・管理と財務
6-1. 経営の規律と誠実性

評価の視点	①経営の規律と誠実性の維持
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にやっているか。 ▶ 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。 ▶ 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学園の目的は、学校法人東邦学園寄附行為の第3条に規定している。「教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、建学の精神「真に信頼して事を任せうる人格の育成」に則り、教育事業を通して社会的に有為な人材を育成し、社会の発展に寄与すること」とし、法令の遵守を明確に定めている。 組織倫理に関しては「愛知東邦大学就業規則」第35条に教職員の懲戒を規定しているほか、「内部通報規程」により不正行為または法令違反を防止し、適切かつ公正な業務を行っている。この内部通報規程は学園ホームページからアクセスでき、所定の通報シートへの入力も可能である。 また、教学マネジメント指針に基づき「学修関連情報」として、修得単位状況や学生の学修時間、免許・資格申請者数・取得者数、卒業生進路・就職状況、卒業時アンケート、開講科目の平均点・単位修得率・成績分布、学修行動調査、授業評価アンケート等の情報を公表している。 理事長を最高責任者とする内部統制システムのもと、内部監査室長は監事監査を補完しつつ内部統制のモニタリング機能を担っている。学園の顧問弁護士とは別に、外部窓口専用の弁護士を依頼しており、公平性の担保を確保している。さらに学園の適正かつ公正な業務運営の確保および社会的信頼の向上に資することを目的とする「コンプライアンス推進規程」により統制を図っている。
指定するエビデンス資料	【6-1-①-ア】組織倫理に関する規則 【6-1-①-イ】情報公表に関する規則 【6-1-①-ウ】学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分のURL 【6-1-①-エ】私立学校法第151条に対応して公開した部分のURL 【6-1-①-オ】内部統制の組織体制を示す図 【6-1-①-カ】内部統制に関する規則
	【6-1-①-ア_1】コンプライアンス推進規程 【6-1-①-ア_2】内部通報規程 【6-1-①-イ】情報の公開および開示に関する規程 【6-1-①-ウ】https://www.aichi-toho.ac.jp/about/disclosure/research_info 【6-1-①-エ】https://www.toho-gakuen.jp/data 【6-1-①-オ】内部統制システム整備の推進と体制図 【6-1-①-カ】内部統制システム整備の基本方針
その他のエビデンス資料	【6-1-①-その他】学園組織規程
成果が出ている取組み、特色ある取組み	内部監査室長は理事会、評議員会および業務執行理事会にも陪席している
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	特になし。
自己点検・評価委員会の評価	基準6-1①を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務
6-1. 経営の規律と誠実性

評価の視点	②環境保全、人権、安全への配慮
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 環境や人権について配慮しているか。 ▶ 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	省エネルギー対策の一環として、教職員は通年で軽装勤務を推奨し、教室や会議室、事務局の室温は、節電効果のある適切な設定温度を保つよう教職員に周知している。また、太陽光発電の管理を行うための装置も設置し、施設設備の適正な管理に配慮しつつ、エネルギーの消費削減に努めて環境保全に配慮している。 人権への配慮に関しては、「人権侵害の防止等に関する規程」に基づき、学内に相談員を複数配置し、学生及び教職員には学内掲出により相談員の周知を図り、声を上げやすい体制を整備している。また、相談を受けた相談員は人権問題委員会に報告することで、ハラスメント事案の発生時には迅速に対応する仕組みを整備している。 安全への配慮に関しては、施設設備の保全と学内警備を業者に委託し、キャンパス内の保守や防備を行い、教育研究環境の快適性と安全性の確保に取り組んでいる。毎日の日報により、情報を共有し、敷地内の安全を確認するとともに、不審者対策として学園内教職員は必ず同色のストラップを着用するように徹底している。 危機管理については、リスク管理委員会を設置し「リスク管理基本規程」を整備している。 防災に関しては、毎年「教職員防災マニュアル」を整備し、自然災害や火災の発生時における対応方針を全教職員に周知し、災害発生時の被害を最小限に止める努力をしている。また、大災害時の帰宅困難学生への対策としては、学内に一定量の飲料水や食料、災害用品等を備蓄しており、その保管場所を全教職員に周知することで非常時における応急対応が可能となっている。なお、定期的に全学的な防災（避難）訓練を実施し、地元消防署の協力のもと、主に教職員を対象とした訓練を毎年行っている。「防災規程」「防火・防災管理細則」「地震防災応急対策細則」も整備し、気象庁の公表基準の変更などがあった場合などは必要に応じて改正も行っている。
指定するエビデンス資料	【6-1-②-ア】ハラスメント防止に関する規則 【6-1-②-イ】個人情報保護に関する規則 【6-1-②-ウ】危機管理に関する方針・規則 【6-1-②-エ】危機管理に関するマニュアル
その他のエビデンス資料	【6-1-②-ア】人権侵害の防止等に関する規程 【6-1-②-イ】個人情報保護規程 【6-1-②-ウ_1】リスク管理基本規程 【6-1-②-ウ_2】防災規程 【6-1-②-ウ_3】防火・防災管理細則 【6-1-②-ウ_4】地震防災応急対策細則 【6-1-②-エ】教職員防災マニュアル
成果が出ている取組み、特色ある取組み	人権侵害の訴えについては、必要に応じて弁護士の協力を得ている。防災、防犯関係については大きな支障や事故はないため引き続き安全な教学活動ができるように努める。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	防災マニュアルには、主に南海トラフを想定した対応が中心のため、今後は昨今の気象状況による突発的な事象にも対応するマニュアルの整備が求められる
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	防災マニュアルを今後各種状況に応じた内容に更新をしていく
自己点検・評価委員会の評価	基準6-1②を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務

6-2. 理事会の機能

評価の視点	①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。 ▶ 理事会の運営を適切に行っているか。 ▶ 理事の選任を適切に行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学園は使命・目的の達成に向けて「寄附行為」第20条に規定された業務執行理事会を設けて、理事会が委任した事項及び理事長が必要と認めた事項について熟議の機会を担保し、かつ迅速な審議決定を図っている。構成員は、理事長及び第1号理事(学長、校長)、第2号理事(学園内選出理事)、学園内の第3号理事のほか、常勤監事が陪席し、原則として月1回、定期的に開催している。また「業務執行理事会運営規程」を整備し、適切かつスムーズな理事会運営を図っている。各理事には、担当職務を担わせ、その責任のもとで検討会議を組織して業務執行理事会への提案内容を協議している。さらに理事会には業務執行理事の職務内容報告を行っている。 本学園の最高意思決定機関である理事会は、通常5月、6月、9月、12月、3月に開催している。主に法人全体と各部門の予算及び決算、事業計画と事業報告、財産の管理・運営、「寄附行為」や重要な規程の改廃、設置している各学校の学科の構成等のほか、「学則」に定める学部学科の入学定員、授業料改定等の重要事項を審議し、決定している。 監事は、監事機能の重要性を認識し実質化するため、令和2(2020)年度から1名を常勤とした。この常勤監事は理事会をはじめ、業務執行理事会等、必要な会議に出席し、法人業務の監査等を適切に行っており機能している。理事の定数は、「寄附行為」により、8人以上9人以内と定めており、選任区分は、第1号理事「愛知東邦大学学長、東邦高等学校校長」、第2号理事「学園教職員」、第3号理事「第1号および第2号理事以外の者」に区分されるが、いずれも独立した機関である理事選任機関において選任することとしている。 また理事の選任においては、必ず事前の評議員会への諮問を必要としている。なお、理事長は、理事会の出席理事の過半数の議決により選定している。 理事会および業務執行理事会の出席状況は大変良好である。また欠席理事に対しては、「議決権行使書」により議事についての意見及び賛否を確認している。
指定するエビデンス資料	【6-2-①-ア】法人の意思決定に関する組織図 【6-2-①-イ】予算・決算を承認した際の理事会の議事録 【6-2-①-ウ】理事を選任する会議体の規則 【6-2-①-エ】理事を選任した際の会議体の議事録 【6-2-①-ア】東邦学園の内部機関の相互関係図 【6-2-①-イ】理事会議事録、業務執行理事会議事録 【6-2-①-ウ_1】寄附行為、寄附行為細則 【6-2-①-ウ_2】理事会運営規程 【6-2-①-ウ_3】業務執行理事会運営規程 【6-2-①-ウ_4】理事選任機関運営規程 【6-2-①-エ】理事選任機関会議議事録
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	理事選任機関の発足においては、評議員の中から有識者2名を選出し、法人、大学、高校の教職員から選出した3名を含め5名で組織した。私立学校法の改正の趣旨を理解し、適切に理事を選出できた。理事会運営も大学、高校で責任のある職員が陪席して情報共有を図っている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	理事会・評議員会運営業務について、一部の作業が属人化する可能性がある。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	理事会開催通知および議事録の確認について精度を高めていく。チェック機能シートなどを作成する。
自己点検・評価委員会の評価	基準6-2①を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務

6-2. 理事会の機能

評価の視点	②使命・目的の達成への継続的努力
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学園の使命は「教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、建学の精神「真に信頼して事を任せうる人格の育成」に則り、教育事業を通して社会的に有為な人材を育成し、社会の発展に寄与することである」と寄附行為に明記されている。また大学の学則には「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学園建学の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と深い専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、地域社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする」と規定されている。この使命を永続的に果たすために、令和3(2021)年度に策定された「第3期中期5カ年計画」は業務執行理事会構成員により年間2回の進捗管理が行われ、着実に執行できる体制を整えていた。最終年度となる令和7(2025)年度には、総括を作成し、理事会でこれを確認している。また令和8(2026)年度からは新たに「第4期中期事業計画」を作成し、評議員会での諮問を経て理事会で決議している。毎年度の事業計画の作成は、こうした中期計画に沿った内容としており、事業報告も同様にこれを確認している。業務執行理事会は学園内の理事で組織しており、職務執行状況を理事会に報告することとしている。
指定するエビデンス資料	【6-2-②-ア】中期的な計画を承認・見直した際の理事会の議事録 【6-2-②-イ】理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書
	【6-2-②-ア_1】理事会議事録 【6-2-②-ア_2】業務執行理事会議事録 【6-2-②-イ】理事会資料(業務執行理事職務報告)
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	中期事業計画と単年度事業計画を教職員に説明する機会を設けている。また教育と経営の連携を深め、円滑な運営を適正に行う教学法人協議会規程を設けている。大学部会には理事長、常勤の理事および教学、事務局の責任者が出席している他常勤監事も陪席している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	特になし。
自己点検・評価委員会の評価	基準6-2②を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

評価の視点	①法人の意思決定の円滑化
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。 ▶ 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	私立学校法改正の趣旨に従い、評議員会は理事会に対するチェック機能を高めることを意識している。評議員会の構成員は、適正な方法により選出された教職員代表、同窓会および後援会・保護者会からの代表、さらには有識者の中から学園運営に対して忌憚のない意見をいただける方を選出している。まさに理事会と評議員会が互いに牽制しあいながらも、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指す機能を持っていると評価できる。理事選任機関は評議員の中から選出された者の他にも評議員以外の学園教職員がおり、客観的でバランスのとれた構成員となっている。さらに評議員会への諮問は適正に行われており、理事会での審議事項にも反映されているといえる。 組織運営は単なるトップダウン方式ではなく、必要に応じて学内にワーキンググループを作成し、教職員の意見や希望を取り入れている。新キャンパス建築についても全構成員へのヒアリングを実施するなどの事例もある。
指定するエビデンス資料	-
	-
その他のエビデンス資料	【6-3-①-その他_1】寄附行為、寄附行為細則 【6-3-①-その他_2】理事会運営規程 【6-3-①-その他_3】評議員会運営規程 【6-3-①-その他_4】教職員関係評議員候補者選出規程 【6-3-①-その他_5】新キャンパス建設ヒアリング調査報告
成果が出ている取組み、特色ある取組み	学園広報、ブランディングなどについては教職員からの提案によるものも多い。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	評議員会において理事会への要望、具申がさらにでてくるような体制づくりが必要である。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	理事、評議員に対し、学校法人運営の諸問題についてのさらなる研鑽の機会を提供する。
自己点検・評価委員会の評価	基準6-3①を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

評価の視点	②評議員会と監事のチェック機能
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 評議員の選任を適切に行っているか。 ▶ 評議員会の運営を適切に行っているか。 ▶ 監事の選任を適切に行っているか。 ▶ 監事は、監事の職務を適切に行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	評議員については寄附行為の定めるところにより12名から13名となっており、選任資格、選任方法も明確である。また評議員の選任については、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮している。学園教職員からの選出評議員については、適切にその候補者の選任手続を規程として定めている。 寄附行為に基づき、評議員会の開催告知、資料の事前配布を定められた期日に適切に実施をしている。また欠席評議員に対しては議決権行使書・意思表示書の提出により意見の確認をしている。評議員会の運営は、寄附行為および評議員会運営規程に基づいて適切に行っている。 監事の選任については、私立学校法第31条第3項および第6項ならびに第46条に規定する資格に関する要件を遵守し、寄附行為の定めるところにより、評議員会の決議によって選任している。 監事については法改正の施行日以前に監事の一人を常勤監事としており、職務に必要な研修などを積極的に受講している。内部監査室と監事は緻密に連携しており、法人および大学の運営にもチェック機能の役割を果たしている。評議員、監事ともに評議員会、監事協議会などへの参加率も高く、理事会運営のチェック機能を果たしているといえる。
指定するエビデンス資料	【6-3-②-ア】評議員を選任した際の会議体の議事録 【6-3-②-イ】監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 【6-3-②-ウ】予算・決算を審議した際の評議員会の議事録 【6-3-②-エ】監事監査に関する規則 【6-3-②-オ】監事監査計画書 【6-3-②-ア_1】理事会議事録 【6-3-②-ア_2】業務執行理事会議事録 【6-3-②-イ】評議員会議事録 【6-3-②-ウ】評議員会議事録 【6-3-②-エ_1】監事監査等職務規程 【6-3-②-エ_2】監事協議会規程 【6-3-②-オ】監事監査計画書
その他のエビデンス資料	【6-3-②-その他_1】教職員関係評議員候補者選出規程 【6-3-②-その他_2】評議員会運営規程
成果が出ている取組み、特色ある取組み	理事会、評議員会はもとより業務執行理事会に常勤監事が出席して学園運営のチェック機能を果たしている。大学協議会にも陪席して教学面での状況把握に努めている。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	特になし。
自己点検・評価委員会の評価	基準6-3②を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務

6-4. 財務基盤と収支

評価の視点	①財務基盤の確立
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学園運営が永続的に維持され、教育研究活動を継続的に発展させるためには、まずもって財務状況が健全であることが重要であることを十分に認識し、特に事業活動収支の均衡が保たれるように努めている。基本金組入前当年度収支差額は、継続して収入超過を記録しており、日本私立学校共済事業団の定める経営判断指標でも正常状態であるとの評価がある。ただし、運用試算余裕比率など、内部留保となる資金(2号基本金等を含む)については極めて脆弱ではある。また学園規模の割には借入金負債が多い現状にある。むろん、借入金返済は全て予定通りに進んでおり、ただちに資金繰りに窮することはなく、単年度ベースでの収支状況は安定している。寄付金などの外部資金獲得や特定預金の積み増しなどが将来的には必ず必要であることを自覚している。
指定するエビデンス資料	【6-4-①-ア】予算編成方針 【6-4-①-イ】財務計画書 【6-4-①-ア】予算編成方針資料(業務執行理事会) 【6-4-①-イ_1】第三期中期経営計画 【6-4-①-イ_2】第四期中期計画 【6-4-①-イ_3】中期財政計画
その他のエビデンス資料	-
成果が出ている取組み、特色ある取組み	経営学部改組により、学生確保が安定している。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	自己判定の理由に記載のとおり。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	大学部門の学生確保と退学者防止が最大の課題である。2026年度の入学者は学生定員を充足しており、これを継続する取り組みを全学的に実施していく必要が。ある。
自己点検・評価委員会の評価	基準6-4①を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務

6-4. 財務基盤と収支

評価の視点	②収支バランスの確保
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 収入と支出のバランスが保たれているか。 ▶ 外部資金の導入の努力を行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	基本金組入前当年度収支差額は、継続して収入超過を維持している。令和3(2021)年度1億9276万円、令和4(2022)年度1億7974万円、令和5(2023)年度1億3583万円、令和6(2024)年度1億5599万円、令和7(2025)年度6283万円(ただし会計基準の変更に伴う特別収支での組入額あり)である。納付金、補助金以外の収入確保も課題であることから、募金業務を法人部門で担当して継続的に募集活動を行っている。
指定するエビデンス資料	【6-4-②-ア】外部資金導入の実績
	【6-4-②-ア】募金活動報告書(業務執行理事会:随時)
その他のエビデンス資料	【6-4-②-その他_1】財務に関する総括表 【6-4-②-その他_2】財務比率の経年推移 【6-4-②-その他_3】資金収支計算書経年推移表 【6-4-②-その他_4】事業活動収支計算書経年推移表 【6-4-②-その他_5】貸借対照表経年推移表
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	創立100周年事業募金を展開したが、目標額には及ばなかった。大学新校舎建築資金としての募金活動を展開する必要がある。
自己点検・評価委員会の評価	基準6-4②を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務

6-4. 財務基盤と収支

評価の視点	③中期的な計画に基づく適切な財務運営
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学園は第三期中期経営計画を作成してその基本方針にそって財務状況を確認、運営している。教学活動については、法人、大学、高校の部門ごとに進捗状況を業務執行理事会で行っているが、財務状況についても各部門ごとの大科目をとりまとめ、資金収支計算書および事業活動収支計算書の一覧表を作成している。過年度の決算数値推移表や関係比率表も作成し、経年比較ができるほか、これを法人公式HPで公開している。また、第三期中期経営計画の総括を実施するとともに、第四期中期計画を作成している。
指定するエビデンス資料	【6-4-③-ア】資産運用に関する規則
	【6-4-③-ア】資産運用規程
その他のエビデンス資料	【6-4-③-その他_1】第三期中期経営計画 【6-4-③-その他_2】第四期中期計画 【6-4-③-その他_3】中期財政計画 【6-4-③-その他_4】財務比率の経年推移 【6-4-③-その他_5】資金収支計算書経年推移表 【6-4-③-その他_6】事業活動収支計算書経年推移表 【6-4-③-その他_7】貸借対照表経年推移表
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	積極的な資産運用などは行っていない。単年度収支の状況は特に問題がないが、内部留保資金が他法人と比較して脆弱である。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	資産運用に関しては、余剰となる資金が潤沢ではないため積極的な運用は控えている
自己点検・評価委員会の評価	基準6-4③を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務

6-5. 会計

評価の視点	①会計処理の適正な実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。 ▶ 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	会計処理は、私立学校振興助成法、学校法人会計基準、経理規程をはじめとする学校法人規程、研究費規程をはじめとする大学規程に基づき適正に行っている。会計処理及び税務処理において、その解釈に疑義が生じた場合は、その都度監査法人や顧問税理士に相談するなどして、コンプライアンスを重視し、会計処理の真实性、継続性、明瞭性の原則を保っている。予算編成については、入学者数及び在学者数、教員配置などが確定した時点で補正予算を編成し、さらに必要に応じて二次補正予算も編成している。いずれも予算を編成する際には、評議員会に諮問し、理事会での審議・承認を得ている。決算処理についても、財産の除却手続きなどは理事会の承認を得ている。全ての計算書類は、学園HPなどで小科目まで公開するなどしている。
指定するエビデンス資料	【6-5-①-ア】経理に関する規則
	【6-5-①-ア】経理規程
その他のエビデンス資料	【6-5-①-その他】情報の公開および開示に関する規程
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	特になし。
自己点検・評価委員会の評価	基準6-5①を満たしていると判断する。

基準6. 経営・管理と財務

6-5. 会計

評価の視点	②会計監査の体制整備と厳正な実施
評価の視点に関わる自己判定の留意点	▶ 会計監査人の選任を適切に行っているか。 ▶ 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
自己判定	満たしている
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	私立学校法の改正に伴い、会計監査人選任規程を定め、この手続きにしたがって適切に選任している。選任にあたっては、選任基準を厳しく審査し、理事長が評議員会に推薦し、評議員会での審議・承認手続きを行っている。会計監査人の報酬額は、寄附行為第58条第2項により、監事の過半数の同意を得て、理事会の決議を経て定める。
指定するエビデンス資料	【6-5-②-ア】会計監査人の選任に関する規則 【6-5-②-イ】会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など
	【6-5-②-ア】会計監査人選任規程 【6-5-②-イ】会計監査人マネジメントレター
その他のエビデンス資料	【6-5-②-その他_1】監事監査規程 【6-5-②-その他_2】監事監査計画書
成果が出ている取組み、特色ある取組み	特になし。
自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など	特になし。
課題などに対する改善状況と今後の取組み予定	特になし。
自己点検・評価委員会の評価	基準6-5②を満たしていると判断する。